

# 華族の家憲と家の継承

森 岡 清 美

## 一、はしがき

明治四〇年（一九〇七）五月公布の改正華族令は、有爵者を華

族、彼の家族は華族の族称を享ける者と規定し、爵本位の、かつ個人本位の華族概念を確立した。これは、勲功ある士族が爵を授けられて華族となつた場合に適合する概念であるが、旧公家・大名のように家柄によつて華族となり、明治一七年（一八八四）七月制定の（旧）華族令によつて受爵した伝統的貴族にはなじみにくい概念であつた。彼らにとって、華族は有爵者を戸主とする家ごとに捉えられるべきものである。それゆえ、女戸主のゆえに無爵であつても、その家は依然として華族である。このように、華族は家本位に捉えられなければならない。（旧）華族令はこの新旧二つの「魂」を同居させており、それが混乱のもととなつたので、改正華族令では前記の概念に統一されたのである。しかし、それ

は法規上の論理と宮内省の事務処理上のことであつて、生活の心情では華族を家単位、家本位に捉える華族觀が主流をなした。華族の家憲というとき、華族を個人本位でなく家本位に捉えることを暗黙の前提としている。

さて、家憲には家範・家法・家訓といった類縁語がある。ここでは、家憲は家範と異ならず、両語同義と規定しておく。家法また同じ。ただし、この語はあまり用いられなかつたので、本稿では使用しない。家範の語は華族令追加（明二一七）以降広まつたが、有馬家家範（明一三）のようにそれより遙かに早い年代にも使用例がある。家憲は島津家家憲（明一一）等その使用例は多数であつて、華族令追加以後も多用されている。両語のうち本稿で家憲のほうを採用するのは、研究文献では從来もっぱら家憲を用いてきたからに外ならない。家憲についての啓蒙書のはしりともいるべきものに、大月隆『吾家の憲法』（文学同志会、一八九五）と題する本があるが、内容はむしろ家訓に属する。家訓は家の成員に

心得（道徳規範）を説いたものであり、法規範を定めた家憲とは区別したい。近世以降の武家家訓を研究した近藤齊が、明治大正期の旧大名家の家範とは家訓に基づいて家政の運営法を定めたものと述べたとおり、家訓的要素を含んだ家範（家憲）の多いことは事実であるが、本稿は家憲の本領は法規範たるところにあるとみて、その面に光を投じようするものである。〔近藤一九七五、三七五頁〕。

華族令の条項には華族の相続・養子等族制に関する規定が含まれている。それは旧公家・大名の慣例の踏襲が多かった。民法が制定されると華族令の条文にそれと矛盾するところも生じ、調整の必要上華族令の改正が行われたが、がんらいは前代の公家・大名の慣習によつたものである、といわれる「大久保一九九三、四六〇、五一三頁」。しかし、旧公家・大名の慣習が華族令の定める族制の基礎にあるということ、つまり旧公家・大名の慣習→華族令の相続・養子等の条項という規定関係は一面の事実に過ぎず、皇室典範→華族令→旧公家・大名の家憲にみる族制という、まったく逆の規定関係も予想される。本稿は、この逆の規定関係を作業仮説として華族の家憲を考察するものである。

## 二、華族家憲制定の時代的背景

家憲の制定は、これを必要とする華族の家の内部事情を基因と

することはいうまでもない。例えば、明治一三年制定の久留米・有馬家家範\*、一五年の金沢・前田家「家法条目三十七則」「岩尾一九八九、八四～八五頁」\*、二〇年制定の延岡・内藤家家憲や三六年制定の土浦・土屋家家範「千田一九八九、一六～一七頁」\*の場合、何らかの切迫した家政上の問題に対処するために制定されたようである。また、家主（戸主）の世代交代も家憲制定のきっかけとなつたことは、二二年制定の東本願寺大谷家の大谷派家憲、四三年制定の徳川慶喜家家範にその例がある。しかし、切迫した内部事情があるわけでも、隠居・相続の時期でなくとも、もし家憲の制定を促す時代的な外部状況が存在すれば、それによって制定が加速され、比較的多くの家憲がその時代に出現することだろう。（\*印家憲は内容不詳ゆえ以下の考察では使用しない）

この論理を逆に辿つて、相当数の家憲についてまず家憲制定の時代を探り、もし制定件数の多い時代が見つかれば、家憲の制定を促した外部条件の特定が容易となるだろう。今回収集した華族の家憲二〇例のうち、同一家による改正を除いた一七例の制定年代をみると、もつとも早いのが明治一九年、遅いのが大正六年で、すれば、明治一〇年代八例、三〇年代四例、つぎの一〇年間で二例となり、明治二〇年代にやや集中していることが分かる。資料の例数は不十分であるが、家憲制定には一定の時代的な背景があつて、それが制定の外的契機となつたことが推定できよう。「森岡

## 一九九二、一三七～一三八頁]。

家憲制定の契機となつた事件は一つや二つではなかつた。まず

第一は明治一七年七月七日の（旧）華族令制定であつて、この日、叙爵の勅書にたいする奉答の誓文を賢所に奉つたことが家憲の制定を動機づけたといわれる。福岡・黒田長成は侯爵に叙されたのであるが、黒田家には藩祖長政の遺訓が家訓となつており、それには東照神君の遺命を守り徳川家に忠勤を励めとの箇条が含まれていた。そこで黒田家では、長政遺訓のうち賢所に納めた誓文と齟齬する部分を改正する必要を感じ、明治一八年この趣旨に基づいて新しい家憲を制定した。そのさい家職・相談役目・顧問などの新制をこの家憲に盛り込んだという「参議院事務局一九九五、七一～七二頁」。

明治一九年一〇月に家政規則を定めた平戸・松浦家も、黒田家と同じ動機から家則の制定に向けて動き出したと推測されるが、同年四月の華族世襲財産法の公布がより直接的な制定契機となつた可能性も否定しえない。「松浦誼年譜」によれば、家政規則を議定し評議員七名を選任した一ヵ月前の九月、世襲財産会議員を浅野長勲、中山忠能、園基祥、稻葉正邦、渡辺章綱の五名に委嘱し、世襲財産目録を調整して宮内省に提出した。世襲財産会議とは法が第二四条で定める「世襲財産ニ関スル事件ヲ協議スル」親属會議のことであつて、前記の浅野家は松浦家嗣子夫人の生家、中山夫人・園夫人はともに松浦家の出、稻葉家は松浦家三男の養子先、

渡辺家は華族類別録での松浦家の宗族、以上、華族である親族と宗族の当主五名に議員を委嘱したことになる。しかし、これはいわば権威つけの装置であるから、松浦家ではこのさい、実質的に家政および財産の保全に関与する評議人を選任するとともに、世襲財産に関連した事項について規則を定めておく必要を認め、翌月家政に関する体系的な規則、すなわち家政規則を制定したものと考えられる「松浦伯爵家編修所一九二七、一〇〇～一〇一頁」。明治二一年制定の鹿児島・島津家家憲にも、叙爵と華族世襲財産法のインパクトが認められることを付け加えておこう（序言、第四章家庭）。

家憲制定の契機となつた第三の事件は、明治二二年二月の大日本帝国憲法公布と同日の皇室典範の制定であつた。本願寺住職大谷光尊の日記二二年三月四日の項に、典範の制定がどのように家憲の制定を促したか、その委細が記されている。両本願寺大谷家には僧家華族として、大名華族や後の財閥華族とは異なる家憲制定の内部事情があるので、これを一般化することはできないが、外部状況については他の系統の伝統的貴族と同列に扱つてよいと考えるものである。詳しくは私の旧稿を参照されたい「森岡一九七八、一一〇～一一一頁」。

以上三つのきつかけ要因を特定したのであるが、明治二〇年代に出現したもう一つの事件こそ、より直接的な家憲制定の外的契机をなすものであった。それは、憲法に矛盾するところのある華

族憲戒令の廃止に対応して、華族令自体のなかに華族の非行にたいする外的な制裁の備えを設けるとともに、家範を制定させて華族の体面を汚辱する失行を内側から抑制させるため「酒巻一九八七、二一五頁」、二七年六月、從来の華族令に八カ条を追加し、冒頭の左の二カ条で初めて家範の制定を規定したことである。

#### 第十一條 華族ハ相続及家政上ノ関係ヲ定ムル為ニ、法律命令

及華族ニ関スル規定ノ範囲内ニ於テ家範ヲ定ムルコトヲ得

#### 第十二條 家範ハ宮内大臣ノ認許ヲ経ヘシ、其条項ヲ改正増補

スルトキ亦同シ

(旧) 華族令制定＝叙爵、華族世襲財産法および皇室典範の制定によって、新しい家憲制定の必要を感じていた華族にたいし、右の第十一条は家憲の制定を促す直接的な契機となつた。津軽家の家憲制定の経過を明治三八年時点で述べた文章のなかに、「其

他コレヲ制定シタルモ、未ダ認許ヲ請ハザルモノ少ナカラズ(例之近衛公爵家ノ如シ)」、と記されているのがその端的な証拠である「津軽承昭公伝刊行会一九一七、四三八～四三九頁」。このように見るとき、明治一七年七月から二七年六月に至る一〇年間に起きた四つの事件が華族諸家に家憲の制定を促し、その累積的効果が最後の華族令追加によって一挙に現れたことができるだろう。こうした時代的背景のもとに華族諸家があいついで家憲を

制定すれば、士族平民の間でもいわゆる富豪名門がこれに触発されて続々家憲を制定し、一種のブームとなつたかもしだい。岩崎徂堂『日本現代富豪名門の家憲』(盛林堂、一九〇八)が短期間に版を重ねたことに、そうした世相が窺われるのである。

### 三、華族家憲の族制条項を考察するための資料

華族家憲の族制条項と華族関係法規における族制との規定関係を考察するには、継承(相続・養子・隠居)および家政の宗親族協議機関に関して、これらが定める具体的条項を挙げて比較しなければならない。そのため本稿で用いる資料についてあらかじめ若干の説明を加えておきたい。

まず、華族の家憲は伝統的貴族のものに限る。慣習的族制との対比のために条件を統制するには、勲功によつて新たに華族に列せられたいわゆる新華族を含めず、伝統的貴族の家憲に限るのが便であるからである。前記一七家の家憲のうち利用できた家憲を制定年(括弧内)の古い順に挙げると、大名華族としては平戸・松浦伯爵家の家政規則(明一九)「松浦伯爵家編修所一九三〇、二〇六～二一五頁」、宇和島・伊達侯爵家の家範(明二〇)と改正家範(明三五)「宇和島伊達家家範文書」、延岡・内藤子爵家の家憲(明二〇)と家範(大七)「近藤一九七五、三三三～三三七頁」、鹿児島・島津公爵家の家憲(明二一)と家範(大九)「鹿島一九七

八、四四七～四五九頁]、柳川・立花伯爵家の家憲(明二六)「近藤一九七五、三六四～三六九頁」、金沢・前田侯爵家の家範(明二九)「近藤一九七五、三八四～三八六頁」、米沢・上杉伯爵家の家範(明二九)「近藤一九七五、三七〇～三八〇頁」、佐倉・堀田伯爵家の家訓(明三三)「近藤一九七五、三八七～三八八頁」、久留米・有馬伯爵家の家範(明三五)「国会図書館憲政資料室有馬頼寧関係文書」、弘前・津軽伯爵家の家範(明三八)「津軽承昭公伝刊行会一九一七、四二九～四四〇頁」、徳川慶喜公爵家の家範(明四三)「近藤一九七五、三八九～三九五頁」、新発田・溝口伯爵家の家範(大六)「近藤一九七五、四〇一～四〇三頁」、公家華族としては近衛公爵家の家憲(明三一)「安岡重明一九八五、一～一八頁」、僧家華族としては大谷伯爵家(大谷派)の大谷派家憲(明一二)と大谷伯爵家(本願寺派)の本願寺内範(明二四)「森岡一九六二、五八一～五八五頁、同一九七八、一一七～一三三頁」、以上一五家の家憲であつた。

家憲は宮内大臣の認許を受ければ法規上の根拠あるものとなる。しかし、そのためには家憲に定めるところが下に列挙するような「法律命令及華族ニ関スル規定ノ範囲内」でなければならぬ。華族令追加以後の家憲は、よしんば宮内大臣の認許をへず、したがつて法規上の根拠のないものであつても、関係法規を念頭において制定されたはずであるから、これらに抵触するような条項は考えられない。関係法規に抵触しないということには、華族の從来の慣習にも違反しない場合と、從来の慣習どおりでない場合があり、後者では華族の慣習が関係法規によつて成型しなおされたことになる。他方、関係法規のない条項については、華族の慣習が大幅に姿を現しているとみてよいだろう。

宮内大臣によつて認許された家憲は法規上の根拠あるものとなるが、違反者にたいする制裁は徳義上の制裁に止まり、何らかの法的な制裁が課されるわけになかつた〔参議院事務局一九九五、六三～六四頁〕。明治四〇年の改正華族令に至つて、有爵者または華族の礼遇を享けるべき者が家憲に違反しその情状の重いときは華族の礼遇を停止せられる(第二三条)、こととなる。しかし、華族の族称を享けるに止まる有爵者の家族にたいしては、法的制裁は何も及ばなかつた。

つぎに、とくに華族関係法規としては、族制にかかわる条項を含む(旧)華族令(明一七・七)、華族令追加(明一七・六)、改正華族令(明四〇・五)、および華族世襲財産法(明一九・四)、改正華族世襲財産法、同施行規則(大五・九)を取り上げる「霞会館諸家資料調査委員会一九八五、一八五～一九〇、一九七～二一三頁〕。なお、皇室典範(明二二・二)も視野に入れて置かなければならぬ。

#### 四、関係法規の継承関連条項と貴族院における華族の対応

(旧) 華族令第三条に、「爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲カシム、女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス」(前段)と規定された。改正華族令では第九条に男子原則が規定され、第六条に嫡長原則が含意され、旧令と全く変更がない。相続人は男子に限り、男子のなかでは嫡出子優先、嫡出・庶出それぞれのなかでは年長優先という原則である。

華士族の家督相続については、明治六年七月二二日の太政官布告(第二六三号)で「必總領ノ男子タル可シ若シ亡没或ハ廢篤疾等不得止ノ事故アレハ其事実ヲ詳ニシ次男三男又ハ女子江養子相続願出ツヘシ」[外岡一九六七、一八七頁]と布達されていた。しかし、華族令では女子への養子による相続が認められず、徹底した男子原則で貫かれているのは、それから四年半ほどして制定された皇室典範の、皇長子以下皇子孫の継承順位を規定した第一章皇位継承第一条～第四条に照応するものである。

華族令の規定は皇室典範の対応する規定と整合するばかりでなく、少なくとも大名華族(伝統的貴族の多数を占める)の慣行と原則的に合致するものであった。なぜなら、先祖の勲功に根拠を置く封禄の相続は、嫡長の順序によって選定された血筋の正しい男子が存する限りほぼ無条件で認められたからである[大藤一九

八九]。

皇子孫がまつたくない場合は皇兄弟およびその子孫、これもない場合皇伯叔父およびその子孫、これすらない場合は最近親の皇族が繼承する、と皇室典範(第五条～第八条)は定めている。天皇家は、天皇およびその直系の子孫を軸に男系の傍系近親を含む複合制大家族をなし、皇子孫のない場合には直系から傍系へと繼承者が移つてそこが嫡系となるだけで、養嗣子の観念はない。しかし、民籍にある者は戸主である父から長男へと一系の継承をなす点は同様でも、次男以下は分家等の形で生家から排出されるので、戸主の兄弟およびその子孫はもとより、戸主の次三男およびその子孫さえもしばしば別の家の成員になつてゐる。その場合、これを繼承者とするには養子縁組をしなければならない。武家の慣習でも傍系親に相続させるときには養子とする例であつた[石井一九八七]。したがつて、皇室典範第一章第五条～第八条に対応する規定は、養嗣子縁組に関する規定として、華族令に用意されている必要がある。

しかるに、旧令には爵を襲ぎうる養子についての条項がない。のみならず、第四条に「嗣今有爵者又ハ戸主死亡ノ後男子ノ相続スヘキ者ナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ」とあるのを、第三条の主文(前段)をそのまま受け解釈すれば、条文の男子は実子に限られ、養嗣子を認めていないことになる[『郵便報知新聞』明

第三条の後段は、「女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス、但現在女戸主ノ華族ハ将来相続ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ親戚中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮内卿ヲ經由シ授爵ヲ請願スヘシ」とい、(旧)華族令制定のさい女戸主であるがゆえに授爵されなかつた華族にも、男子の相続人がきまり次第請願により授爵されることを明らかにしている。それは、(旧)華族令施行に伴う経過措置として、女戸主たることによる無爵の華族を認めたものである(註)。しかし、今後新たに女戸主が発生したさいは、襲爵できないために無爵となり、したがつて華族の榮典は失われる。第四条の主眼は第三条後段の但し書きを受けてこの点を確認することにあり、養嗣子を認めないというところにはなかつたと解釈されるのである。

(註)『日本帝国統計年鑑』所載の華族戸数は正確ではないが、便

宜上これによれば、明治一三〇七年の間女戸主の華族が八九〇戸あり、(旧)華族令制定時には九戸、以後減少を続けて三一年には一戸もなくなつた。女戸主でも華族と認められた時代から、経過措置の時期をへて、全く認められない時代へと移行していったのである。

さて、女戸主に授爵がないことは当然としても、無爵でも家は華族であるはずだから、女戸主になつたからといって華族の榮典そして族籍まで失われるのは不当だ、と伝統的貴族である華族は反発した。それに、(旧)華族令以前の宮内省の事務処理では女戸主の家も華族と認めていたのである。そこで、華族の家憲には女

戸主の可能性に関連してどのように規定されているかが、養嗣子についてどのように規定されているかとともに、注目すべき点となる。

家憲の点検に入る前に、養嗣子の問題、女戸主の問題についての議論の展開を追跡し、家憲で可能な対応の幅をなるだけ具体的に見定めておく必要がある。まず、養嗣子の問題であるが、華族の戸籍および身分を管掌する官庁(旧令第八条)である宮内省は、事実上、養嗣子による襲爵を認めていた。養嗣子の規定についての不備を事務処理で弥縫したのである。やはり第四条の主眼は養嗣子の否定にはなかつた。

では、宮内省が戸籍事務においてどのような条件を満たす場合に爵を襲ぎうる養嗣子と認めたのだろうか。(旧)華族令への追加条項が貴族院特別委員会の秘密会で審議された明治二七年五月、宮内省の説明委員は家範の相続規定に関連して、「嫡子モナク二男モナイト云フ場合ニハ養子ヲシナケレバナリマセヌ」と直ちに養嗣子の話題に入り、「其養子ヲ致シマスルトキニ先ゾドツカラ取ツテ来ルカト云フト、唯今ノ華族ニ閑スル規定ノ範囲内ニ依ルト先ヅ親族(私註血族)カラ取ツテ来マス、第二ニハ一族カラ取り、第三ニハ広ク華族中カラ取ルノデアツテ、ソレヨリ外カラ取ツテ来ルコトハ出来マセヌ」[参議院事務局一九九五、六五頁]と答弁して、養嗣子の条件に関する宮内省の立場を明らかにした(註)。

(註)宮内省の根拠は、先にふれた華士族家督相続に関する明治

六年七月二二日の太政官布告（第一六三号）で、総領の男子も次男三男もない者は女子に養子をとつて相続させよ、それもない場合には「血統ノ者ヲ以テ相続願出ツヘシ」と令されたこと、明治九年五月岩倉具視督部長が華族に示した「宗族条約」に、「実子ナク養子セント欲スル者ハ之ヲ宗族又ハ血縁ニ求ムヘシ」（第五条）【電会館一九八五、一四一頁】と規定されたこと、および明治一六年六月二九日の宮内省あて内閣書記官局令（第八号）で、養嗣子という名目での族籍売買の弊を防ぐため、「華族ノ養子ハ血統ノ者ヲ除クノ外土族平民ヨリ取組ノ儀願出候共聽許スヘカラス」「宮内庁一九七一、七四五七五頁、参議院事務局一九九五、一八九頁】と達せられたことについた、と考えられる。（ただし説明委員の答弁では、次三男について女子への養子を相続人とすることが血統の男系主義から排除されていることに注意せよ。）

この立場は、明治三二年二月に貴族院に諮詢された華族令改正案で養嗣子の要件に関する条文として成文化され、一、六親等内ノ血族、二、血統アル分家ノ戸主、三、血統アル本家若ハ分家ノ家族、四、華族ノ籍内ニアル者、と整えられた。先の明治二七年段階の説明における第一の「親族（血族）」が「六親等内ノ血族」と示されたのは、明治三一年六月公布の民法親族編の親族規定に照準したもので、限定というよりは明確化であった。第二の「一族」が血統のある本家の家族か分家の戸主もしくは家族、と示さ

れたのも同様といえよう。ただ立案者側としては「六親等内ノ血族」というとき「極メテ遠キモノハ之ヲ排除」することに眼目があつたのにたいし、「一族」については血統の遠近を論じないところに眼目があつたという。改正理由書に、「然レトモ独リ分家ニ至リテ其分家スル当初ノ目的、本宗血統ノ断絶ヲ予防スルニ出ツルモノニシテ古来ノ習慣多ク然リ、修正民法草案ニ於テモ分家ニ関スル特例ノ設ケアルモノ亦此意ノ外ニ出テサルヘシ、故ニ分家ノ血統者カ本家ノ相続人タラントスル場合ニ於テハ其遠近ヲ論セス、特ニ之ヲ許スノ規定トナササルヘカラス、猶血統者ナキ場合ニ於テモ同族間ヨリ養子シテ其家ヲ繼カシムルハ名門ヲ廢絶スルニ忍ヒサレハナリ」【酒巻一九八七、二二三～二二四頁】とあることに明らかであつて、武家の慣習に合致するものである。なお、男子の相続人がない場合、女子による相続を認めず、同族もしくは血統の親族でなければ繼嗣養子とすることを許さないとの規定は、民法親族編の養子縁組の条項になく、また相続編の家督相続（女子の家督相続を法認）の条項とは齟齬するが、「華族ノ光榮」を維持するうえで変更のできぬ要件である、と改正理由書が述べていることに注意しておこう【同上、二二三、二二六頁】。

明治四〇年五月公布の改正華族令は、第一九条において左のとおり養嗣子の要件を示した。

一、養父又ハ被相続人ノ男系ノ六親等内ノ血族、但シ他家ヨリ入りタル者ノ実方ノ親族ヲ除ク

二、本家又ハ同家ノ家族若ハ分家ノ戸主又ハ家族

### 三、華族ノ族称ヲ享クル者

右のうち、二は改正案の二と三を統合し、かつ「血統アル」の文言を削除するとともに同家を加えて実情に合うよう文言を修正したもの。三は改正案四の文言に他の条項と整合するよう修正を加えたもので、これまた基本的に原案を踏襲したといってよいだろ。ところが改正案の一は男系の血族と限定された。他家から養嗣子として入った者には男系原則を適用しないという家の慣行に基づく除外規定を加えたにせよ、男系の血族に限定したのは、原案の修正ともいうべき限定である。

男系の血族への限定は、皇室典範第一章皇位継承第五条～第八条に整合する。しかし、男系血族の保持を図る複合制大家族と異なって、縦に直系的に剝離してゆく直系制家族の場合、男系血族への固執は養嗣子の確保において問題を生じ、また華族諸家の慣習と齟齬する危惧はないか。

華族令改正案が明治三二年二月貴族院の秘密会議で審議された時、やはり「六親等内ノ血族」に関心が集まつた。単に六親等内の血族というのでは、母が素性の不確かな妾の場合その系統の血族まで含むことになるので、委員は血族を男統（男系）に限る修正案を作つたが、それでは妹の子があつても嗣がせない、娘の子つまり孫でもいけないということになることにたいして、不満の声が高かつた。委員は「基ク所ハ皇室典範ト云フモノハ斯ウ云フ

様ニ出来テ居ル」「參議院事務局一九九五、一七六頁」との論理をかざして説得に努め、一時成功するかにみえたが、結局のところ貴族院では修正に反対の意見が大勢を制して、原案のまま可決されたのである〔同上、二〇〇頁〕。しかるに、後年公布された改正華族令の条文では前記のように「男系ノ六親等内ノ血族」と修正意見が採用され、皇室典範の男系主義が貫徹されている。

武家の族制では、実男子がないため養子をとつて相続させる場合には、男系の血筋を引く同姓親族から迎えることが原則とされ、他姓の者を養子とした場合はしばしば減知処分を蒙つた「大藤一九八九」。したがつて、少なくとも旧大名家の相続慣習は男系主義であつて、貴族院の審議における委員側の提案の実質的な根拠の一つは旧来の相続慣習だつたといふことができる。しかるに、男系の近親がない場合、男系の遠縁よりは姉妹所生の甥や娘所生の孫といった女系の近親に養嗣子を求める意見（近親志向）が優勢となつてゐる。これは、家督相続（襲爵）と封禄相続が結合しない近代になつて、繼承者決定の裏面で働く感情が頭在化した結果といえよう。そう考へるなら、改正華族令以後の華族家憲が養嗣子条項において男系主義と近親志向との調和・調整をどのようにつけてゐるかが、家憲を検討するさいの着眼点となる。

つぎに女戸主については、前述のように華族令改正案が貴族院で審議されたとき、この点をめぐつて白熱した議論が交わされ、華族の女戸主を認許すべしとの修正意見が可決された。相続開始

のさい法定家督相続人が女子である場合、從来のように「一朝ニシテ榮典ヲ失ハシムルハ情ニ於テ忍ヒサル所」〔酒巻一九八七、二三七頁〕というのがその根拠であつて、条文は「第六条 華族ノ家ニ於テ相続開始ノ後爵ヲ襲クヘキ家督相続人ナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フ、但シ女子ナル法定家督相続人アル場合ハ此ノ限ニ在ラス」〔同上、一二三四頁〕と整えられた。しかし、修正改正案の実施が見送りとなり、三七年さらに帝室制度調査局（總裁伊藤博文）の調査に回された結果、貴族院では大多数の賛成をもつて成立了した修正案が拒否される。皇室の藩屏である華族の家に女戸主を認めようとするのは、「男系ニ依ル皇位繼承ノ本義ニ則リテ世襲ノ美ヲ済サシメラル根本ノ観念ヲ」ないがしろにするもので、「華族制度ノ基礎ヲ破ルモノタルヲ疑ハズ」とまで酷評された〔同上、二四五頁〕。こうして、改正華族令第九条において民法の用語により「爵ハ男子ノ家督相続人ヲシテ之ヲ襲カシム」と定められたのである。このような経過をみると、華族の榮典を失わないように女戸主とならぬ万全の道を講ずるか、近親を相続人とするために場合によつては女戸主になることを辞さないか、の選択を華族諸家が迫られたことが判明する。家憲ではこの選択がどのように示されているかも、重要な着眼点であろう。

関連して隠居にふれておく。隠居は明治三年閏一〇月一七日の太政官布告（第七四一）で「華族ノ輩年五十歳ヨリ隠居願之儀可為勝手事」と達せられ、ただし癱疾や事故に遭つた者は五〇歳以

前でも隠居願いを提出できるとされた〔外岡一九六七、五九頁〕。しかるに旧令第七条で「本人生存中相続人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス」と規定され、隠居が認められなくなつたのである。華族令改正案では「華族ハ精神若クハ身体不治ノ重患ニ因ルニ非サレハ隠居ヲ為スコトヲ得ス」と緩和されたものの、終身戸主制の精神を緩めるものではないと説明された。宮内省が準備した改正理由書は、「隠居ノ制度ハ我国建国ノ体制ニ於テ本ト正義ニ合シタルモノニアラス、上世宗教上ヨリスルモノハ姑ク措キ、皇室典範ニ於テモ皇嗣一タヒ践祚シ給ヘハ終身讓位シタマフコトナク、昔時公卿ノ家ニアリテモ隠居ノ例アルコトナシ、思フニ此制度ハキモノナレハ、終身君国ニ尽シ斃レテ後已ムノ精神ナカルヘカラス」〔酒巻一九八七、一二四頁〕と終身戸主制の精神を弁じ、民法案にしたがつて一般人民と同じく隠居を許すわけにはいかぬといふ。

貴族院はこの改正案を修正して、華族の隠居を民法の許す限り認許すべしとした。三七年の帝室制度調査局の調査の結果、隠居については修正が採用され、改正華族令で隠居に関する条項が除かれた。その理由は、「既ニ民法ニ於テ隠居ヲ為スニ付テノ制限（私註満六〇年以上等）ヲ設ケタル以上既往ニ於ケルカ如ク所謂押込

隠居等ヲ為サシムルコトヲ得サルカ故ニ為ニ一家ニ紛擾ヲ生スル

ノ恐ナキノミナラス、或ハ本人ノ哀憊ニ依リ其ノ相続人ヲシテ代

ハリテ皇室ニ藩屏タルノ実ヲ挙ケシムルコトヲ欲シタル場合ニ於

テ、其ノ意ニ任スルヲ便トスルコトアルヘキヲ認メ」たためとい

う「酒巻一九八七、二四四頁」。

以上のように、終身戸主制を主張する場合でも、またこれを放棄して隠居を認める場合でも、皇室の藩屏であることが強調された。また、終身戸主制を主張する場合は皇位に譲位の制がないことに照準しており、伝統的貴族階級の慣習を尊重しようという姿勢はない。女帝の制がないからとて女戸主の否認を押し通したのとまったく同じ姿勢である。華族の族制に関連する法規には、皇室典範の守備を固める、いやしくも外堀を埋めるようなことはさせない、という権力の意志が貫かれてることに注意したいのである（註）。こういう次第であるから、終身戸主制の旧令の時代には家憲に隠居について規定できるわけではなく、改正令の時代には民法どおりであるからとくに規定する必要もなかつた。家憲に隠居条項のないのはこのためである。

（註）明治前・中期創刊の総合誌・評論誌に掲載された家族関係記事を分析した牟田和恵は、家督相続や家産の維持を至上命題とする直系家族的家族制度を批判し、家族員間の愛情や和樂を優先させようとする態度が、西欧の影響下に明治二〇年代に出現したと論じている「牟田一九九六、五一～七七頁」。

皇室典範の守備を固める権力の意志は、このような思想界の

動向と無関係ではあるまい。

## 五、継承（相続・養嗣子・配偶者）に関する家憲条項

では、華族の家憲は相続（襲爵）と養嗣子についてどのように定め、女戸主となる可能性にたいしてどのような対策を講じていのだろうか。まず、襲爵の順位については、明示するとしないとにかくわらず男子嫡長の順序であつて、家によりその表現が異なるのみである。制定の古い順に掲げよう。

### ○松浦家家政規則（明一九）

第一条 当家ノ繼承ハ、嫡出ノ長男ヲ以テ嗣子ト定ム。若シ長男繼承スル能ハザル事故アルトキハ、嫡出ノ男子年長ノ順序ヲ以テ之ヲ嗣ギ、若シ嫡出ノ男子アラザレバ、庶出ノ男子年長ノ順次ヲ以テ之ヲ定ムベシ。

### ○伊達家家範（明二〇）

第四条 家督繼承ハ華族令ニ遵ヒ嫡庶長幼ノ正序ニ依リ永ク祖先ノ男統ヲ伝フヘシ

### 改正伊達家家範（明三五）

第九条 家督相続ハ民法及ヒ華族令ノ規定ニ従ヒ永ク祖先ノ男統

### ○内藤家家憲（明二〇）

第一条 家督相続ハ華族令ニ依リ遂衆議決定スベキ事

○島津家家憲（明二二）

第四条 当家ノ相続ハ嫡出ノ長男子孫相承ケ、庶子孫ノ相続ハ嫡

以下皆之ニ例ス

出ノ子孫無キトキニ限ル

島津家家範（大九）

第十条 家督ハ男子ヲシテ相続セシム

○大谷派家憲（明二二）

第五条 大谷家ノ相続ハ左ノ次第二依リ男系ヲ以テ之ヲ伝フ

一 嫡子

一 嫡孫

第六条 嫡子早世シテ嫡孫ナク又ハ嫡子老年ニ及テ嫡孫ナキトキ

ハ次男ヲ以テ繼承者トス次男モ亦早世ナレハ三男ヲ以テ繼承

者トス、以下之ニ准ス

○本願寺内範（明二四）

第一条 ……其「私註大谷宗家」相続ハ男系ノ男子ニ限ル

第二条 繼承ハ長子ヲ以テス、長子在ラサルトキハ長孫ヲ以テス、

長子長孫皆アラサルトキハ次子以下長幼ノ序ヲ以テス  
最も謹慎を加ヘ、鄭重に獻為すヘし（後段略）

第三条 繼承ハ嫡出ヲ先ニス、庶出ヲ以テ繼承スルハ嫡出ノ子孫

皆アラサルトキニ限ル

○立花家家憲（明二六）

第一条 当家ノ家督相続ハ男系ノ男子ニ伝ヘ嫡出ヲ先ニシ庶出ヲ

第二条 当家ノ家督相続ハ長子ニ伝フ、長子在ラサルトキハ長孫

ニ伝フ、長子及其子孫在ラサルトキハ次子及其子孫ニ伝フ、

第九条 家督相続ハ必ス男子ヲシテ繼承セシムヘシ

○前田家家範（明二九）

第一条 家督ハ男子ヲシテ相続セシム

○上杉家家訓（明二九）

第四条 家督相続ハ左ニ定ムル所ノ順序ニ依ル「私註横並びを縦

に並べた」

第一 嫡長男子 第二 嫡長男孫 第三 嫡長男曾孫

第四 嫡長男玄孫 第五 嫡出男玄孫 第六 庶出男玄孫

第七 嫡出男曾孫 第八 庶出男曾孫 第九 嫡出男孫

第十 庶出男孫 第十一 嫡出男子 第十二 庶出男子

○近衛家家憲（明三一）

第一条 家督ハ男子ヲシテ相続セシム

○堀田家家訓（明三二）

第二条 繼承は家門の最大重事なれば、長幼嫡庶の分を明にし、

第一条 家督相続ハ男子ヲ以テス

○徳川慶喜家家範（明四三）

第九条 家督相続ハ必ス男子ヲシテ繼承セシムヘシ

以上を見渡すと、相続に関する条項を設けていないもの（有馬家、溝口家）、設けているが男子相続とは言明していないもの（堀田家）、ただ男子に相続させるとのみ言うもの（前田家、近衛家、津軽家、徳川家）、男子の相続順位を具体的に規定するもの（大谷派家憲、本願寺内範、立花家、とりわけ上杉家）という条文上の差異はあるが、運用上の実際の差異は小さいといってよいだろう。

条項を設けていないもの、漠然としか規定していないものは、華族令（および民法）の相続に関する規定に準拠することを当然としてのことであろう。内藤家家憲が華族令に依るといい、華族令に依るかぎり自ずから結論が出ると予想されるのに、衆議を遂げて決定することにしているのは、当時の内藤家の内部事情を反映するものであろう。

つぎに、養嗣子に関する条項を家憲から抜粋する。養嗣子を求める相手側を特定している場合には、関係条項を併せて掲げ、相手側のカテゴリーのみ挙げている場合には、判明する限り該当する家を註記することとする。これらの条項は前段に挙げたその家の相続の規定と結びつけて考えなければならない。別々に挙示するのは本意でないが、遅れて制定した家ほど他家の家憲を参考にした形跡（例えば津軽家では近衛家外一一家の家憲を参考にして原案を作成した「津軽承昭公伝刊行会一九一七、四三九頁」）があることも考慮して、家憲相互の比較を容易にするために、あえて

このような分析的な取扱いを試みた。制定の古い順に掲げよう。

#### ○松浦家家政規則（明一九）

第一条 但書 男子ナキトキハ、分家及宗親族血脈適當ノ男子ヲ選ビ、之ニ配スベキ女子アラバ婿養子トシ、女子ナケレバ養子トシテ繼承セシムベシ。

（註）華族である分家は当時女戸主であった平戸新田・松浦家、宗族は伯太・渡辺家、親族は世襲財産會議員を委嘱した広島・浅野家、中山家、園家、淀・稻葉家らである。明治二年六月、始祖の影前で当主および嗣子ほか松浦一族二〇名が連印した「一族誓約書」第三条は、「若シ実子ナク、養子ヲ定メントスル者ハ、専ラ之ヲ同族ニ採ルベシ」と定めている〔松浦伯爵家編修所一九三〇、一八九〇一九一頁〕。松浦宗家のみ宗親族血脉の男子にまで養子の選定範囲を拡げたのである。

○改正伊達家家範（明三五）「伊達家家範（明二一〇）には条項なし」

第九条 家督相続人ヲ指定シ又ハ養子ヲ為サントスルトキハ評議会ニ諮詢シ華族又ハ分家中ヨリ之ヲ採フヘシ

第十条 女子推定家督相続人タルトキハ之ニ婿養子ヲナシ若シ婿養子ヲ為スコト能ハサルトキハ之ヲ廢除スヘシ

（註）華族である分家は、吉田・伊達家と明治二十五年分家の伊達宗曜家。本家である仙台・伊達家に言及していないのに注意。

○内藤家家範（大七）「内藤家家範（明二一〇）には条項なし」

第十二条 家族中ニ家督ヲ相続スベキ男子ナキトキハ、華族令ノ規定ニ依リ、襲爵ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ養子ヲ為シ相続セシム

規定ニ依リ、襲爵ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ養子ヲ為シ相続  
孫在ラザルトキハ伯叔父及其子孫ニ伝フ、伯叔父及其子孫皆

在ラザルトキハ最近ノ系統アル者ニ伝フ  
第三条 男系ノ子孫ナキトキハ兄弟及其子孫ニ伝フ、兄弟及其子孫在ラザルトキハ伯叔父及其子孫ニ伝フ、伯叔父及其子孫皆

○島津家家範（明二一）

第四条（後段） 正当ノ男嗣ナキトキハ兄弟ニ相及ホシ兄弟ナキトキハ家主之ヲ血属中ヨリ撰フヘシ

第四条 兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡出ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ、長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

島津家家範（大九）

第十一条 男子孫ナキトキハ男系ノ血縁者中適当ノ者ヲシテ家督ヲ相続セシム

第二条 男子孫ナクシテ女子孫ノミアルトキハ、男系ノ男子中適当ノ者ヲ択ビ、男系ノ男子中適當ノ者ナキトキハ他ノ適當ナル者ヲ択ビ婿養子トナシ相続セシム

第七条 家主老年ニ及テ嗣孫ナク又ハ嗣子ナクシテ遷化シタルトキハ左ノ次第二依リ繼承ス「私註横並びを縦に並べた」

第一条（後半）「私註横並びを縦に並べた」  
第十三条 女玄孫ニ婿養子ヲ配ス

一 直弟 二 直兄ノ子孫 三 直弟ノ子孫  
四 伯父及其子孫 五 叔父及其子孫  
六 「前五項を除く」最近血族

○上杉家家範（明二九）

第四条（後半）「私註横並びを縦に並べた」  
第十四条 女曾孫ニ婿養子ヲ配ス

第十五 女孫ニ婿養子ヲ配ス

第六 女子ニ婿養子ヲ配ス 第十七 兄弟

第十六 女子ニ婿養子ヲ配ス 第十七 兄弟

第十八 伯叔父 第十九 姉妹ニ相続人ヲ配ス

第二十 伯叔姑ニ相続人ヲ配ス

第二十一 以上定ムル所ノ嫡庶子孫兄弟伯叔父及女子孫姉妹

度した繼嗣の子、二等連枝は一等連枝（ただし男子）の子。また特別の事情のある親族を准連枝とする。

○立花家家憲（明二六）

第四条 前条ノ男子皆在ラサルトキハ法主ハ近親ノ連枝中ニ就テ養子ヲ定メ若クハ遺言書ヲ以テ之ヲ指定スルコトヲ得  
(註)連枝に一等二等の区別あり。一等連枝は法主および嗣法（得意した繼嗣）の子、二等連枝は一等連枝（ただし男子）の子。また特別の事情のある親族を准連枝とする。

○立花家家憲（明二六）

第十二条 家族中ニ家督ヲ相続スベキ男子ナキトキハ、華族令ノ規定ニ依リ、襲爵ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ養子ヲ為シ相続セシム

規定ニ依リ、襲爵ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ養子ヲ為シ相続  
孫在ラザルトキハ伯叔父及其子孫ニ伝フ、伯叔父及其子孫皆

在ラザルトキハ最近ノ系統アル者ニ伝フ  
第三条 男系ノ子孫ナキトキハ兄弟及其子孫ニ伝フ、兄弟及其子孫在ラザルトキハ伯叔父及其子孫ニ伝フ、伯叔父及其子孫皆

○島津家家範（明二一）

第四条（後段） 正当ノ男嗣ナキトキハ兄弟ニ相及ホシ兄弟ナキトキハ家主之ヲ血属中ヨリ撰フヘシ

第四条 兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡出ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ、長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

島津家家範（大九）

第十一条 男子孫ナキトキハ男系ノ血縁者中適當ノ者ヲシテ家督ヲ相続セシム

第二条 男子孫ナクシテ女子孫ノミアルトキハ、男系ノ男子中適當ノ者ヲ択ビ、男系ノ男子中適當ノ者ナキトキハ他ノ適當ナル者ヲ択ビ婿養子トナシ相続セシム

第七条 家主老年ニ及テ嗣孫ナク又ハ嗣子ナクシテ遷化シタルトキハ左ノ次第二依リ繼承ス「私註横並びを縦に並べた」

第一条（後半）「私註横並びを縦に並べた」  
第十三条 女玄孫ニ婿養子ヲ配ス

一 直弟 二 直兄ノ子孫 三 直弟ノ子孫  
四 伯父及其子孫 五 叔父及其子孫  
六 「前五項を除く」最近血族

○上杉家家範（明二九）

第四条（後半）「私註横並びを縦に並べた」  
第十四条 女曾孫ニ婿養子ヲ配ス

第十五 女孫ニ婿養子ヲ配ス

第六 女子ニ婿養子ヲ配ス 第十七 兄弟

第十六 女子ニ婿養子ヲ配ス 第十七 兄弟

第十八 伯叔父 第十九 姉妹ニ相続人ヲ配ス

第二十 伯叔姑ニ相続人ヲ配ス

第二十一 以上定ムル所ノ嫡庶子孫兄弟伯叔父及女子孫姉妹

度した繼嗣の子、二等連枝は一等連枝（ただし男子）の子。また特別の事情のある親族を准連枝とする。

○立花家家憲（明二六）

第四条 前条ノ男子皆在ラサルトキハ法主ハ近親ノ連枝中ニ就テ養子ヲ定メ若クハ遺言書ヲ以テ之ヲ指定スルコトヲ得  
(註)連枝に一等二等の区別あり。一等連枝は法主および嗣法（得意した繼嗣）の子、二等連枝は一等連枝（ただし男子）の子。また特別の事情のある親族を准連枝とする。

○立花家家憲（明二六）

第十二条 家族中ニ家督ヲ相続スベキ男子ナキトキハ、華族令ノ規定ニ依リ、襲爵ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ養子ヲ為シ相続セシム

## 之ニ配スル相続人ヲ選定ス

## ○堀田家家訓（明三二）

第五条 前条（中略）第十三ヨリ第二十二至ルハ嫡ヲ先ニシ庶ヲ  
後ニス、第十三ヨリ第二十二至ルノ順序ハ止ムヲ得ザル場合  
ニ於テ之ヲ変更スルコトヲ得

第二条（後段）もし実子なき時は親の近きものをとれ、男統女  
統を限る可からず

## ○近衛家家憲（明三一）

第八条（上略）他家ヨリ選定スル婿養子相続人ハ華族ノ家ニ限  
ル、但シ第四条第二十一ノ場合ニ於テ血縁中ニ就キ選定スル

相続人及女子ハ此限ニ在ラズ

## ○有馬家家範（明三五）

第一条（後段）若シ女子ノミアリテ男子ナキトキハ家則ニ定メ  
タル諸家ノ中ヨリ女子ニ配スヘキ養子ヲ為シテ家督ヲ相続セ  
シム

○津軽家家範（明三八）

第二条 法定ノ推定家督相続人タル男子ナクシテ養子ヲ為スハ、  
家主ニ将来子ナキコトヲ推定シ得タル後ニ於テスルモノトス  
養子ヲ為ス場合ニ於テ、家ニ女子アルトキハ可成其養子ヲ  
以テ之ニ配偶セシムベシ

## 付・家則第一条 家憲第一条第二条ニ「家則ニ定メタル諸家」

## ト称スルハ左ノ如シ

一 九条公爵家 一 鷹司公爵家 一 二条公爵家  
一 一条公爵家 一 津軽伯爵家 一 水谷川男爵家  
一 将来当家ヨリ直ニ分家シタル家

以上諸家ハ当家ト密接ノ関係アルヲ以テ特ニ交誼ヲ厚  
クシ永世渝ラサルモノトス

第三条 養子若クハ家督相続人ノ指定又ハ選定ハ可成左ノ順序ニ  
由ル

第一 宗家、宗家ヨリ直接ニ分離シタル諸家、当家ノ分家、親

属家又ハ一門

## 第二 第一外ノ華族

前項ノ場合ニ於テ家ニ血統ナキ男子ヲ家督相続人ト定ムルトキ

（註）九条から一条まではともに旧摂家。鷹司は近衛の分流、二  
条・一条は九条の分流。津軽は近衛支流。水谷川は近衛家の  
八男が興福寺一乗院門跡となり、明治元年復飾、華族に列せ  
られたもの。

ハ、其配偶者ハ可成家ニ血統アル女子ヲ選ブベシ

(註) 宗家は近衛家。家祖政信の代に近衛家と本庶の関係を認められた。

分家は旧藩時代の領内分家の黒石・津軽家。明治二年分家の津軽行雅家は親属家に含められる。一門は津軽八十五郎家ほか旧藩時代の内附分家であろう。

親属家を規定した左掲の家範第一五条によれば、親属家とは、近親による分家、婚姻や養子縁組によつて結ばれた親戚の両者を包含する概念である。当時の親戚代表は当主の実家当主である熊本・細川護成、実方の弟長岡護美（および養嗣子の姉が夫人である徳川家達）であった。

一 家主ノ兄弟、姉妹、直系卑属又ハ伯叔父母カ再興又ハ創立又ハ相続シ若クハ養子トナリ又ハ婚嫁シタル諸家

一 家主ノ祖母、母、妻又ハ直系卑属ノ妻ノ生家  
一 家主他家ヨリ入リタルトキハ其実家及其家主ノ実方伯叔父兄弟カ再興若クハ創立又ハ相続シタル諸家

一 養子ノ実家

#### ○徳川慶喜家家範（明四三）

第十一条 養子及ビ指定家督相続人ハ親族及ビ宗支家ニ適当ノ者ナキトキハ他ノ同族中ヨリ之ヲ選定スベシ

但家督相続ニ関係ヲ有セザル養子ハ此限りニ在ラズ

第十二条 女子推定家督相続人タルトキハ直チニ之ヲ廃除スベシ

第八条 家主又ハ推定家督相続人養子ナルトキハ其配偶者ハ我家

ノ血縁者ニ就キ之ヲ選定スベシ、血縁者中ニ適當ノ者無キ場

合ニ非ザレバ之ヲ他人ヨリ選定スルコトヲ得ズ

(註) 宗家は旧徳川將軍家、支家は宗家の支家で旧三家、旧三卿、および宗家分家であろう。他の同族とは福井・松平家を始めとする旧徳川一門、旧三家分家、旧徳川一門分家のことであろう。この時期にはまだ慶喜家の分家はなかつた。

#### ○溝口家家範（大六）

第十条 法定ノ推定家督相続人が女子ナルトキハ、同族中適當ナル者ヲ選ミ養子縁組ヲ為スモノトス

(註) 分家に旧幕時代交代寄合あるいは寄合となつたものが數家

あるが、華族となつた家はない。

養嗣子の求め先に、公家華族・僧家華族・武家華族で異なる特色が見られる。まず公家華族はただの一例であるが、すでに高格公家の特色が顯れているように思われる。旧摂家でも旧幕時代の石高は少なく、もつとも多い九条家すら三〇四三石余、他に雜収入があるにせよ、格式の固定した公家社会では持高を分けて分家を出せるわけではなく、それに次三男を落飾させて高格寺院の門跡院家として送りこむ特権をもつっていたから、分家創立による同族の形成は見られなかつた。そこで、旧摂家では先祖を同じくする同格の家々を養嗣子の主な求め先としたのである。資源の乏しかつた平堂上クラスの旧公家では、分家がない状況にどう対応し

たのか。摂家クラスとは異なる対応が主流をなしたと考えられる。

僧家華族の本願寺両大谷家は、他の僧家華族四家とは異なって、大きな血統集団を構成した。戸籍のうえでは同族戸が別立しているようであるが、実際は複合制大家族をなした。同族団なら本家も分家も家としての超世代的存続性をもつが、大谷家で永続性を保障されているのは中軸の法主の系統だけであって、他は中軸の永続的繼承のための控えにすぎず、一個の独立した家がもつような存続性を約束されていない。だから、法主を中心とする複合制大家族というのが当たつており、この点で天皇家と酷似している。家憲の条項からはそこまで読みとれないが、実態は今述べたとりである。

武家華族は旧幕時代に諸侯たりし領外分家・領内（分知）分家のほかに、分附・内附分家としての一門諸家をもち、大小の同族団を構成していたので、血族と分家一門が重なる傾向が強い。それに、男子は結婚時か一定の年齢に達すれば分家させることを建前としたので、男系の血族から養子を求める道は大きく開かれていた。

改正華族令は分家の戸主が本家の養子あるいは家督相続人として有資格者であることを認めていた。本家を嗣ぐことによって分家は廃家になるわけで、本家継承のゆえに華族の家が廃家になつた例が公家華族と武家華族にそれぞれ一件ある。この点からみれば血縁の近い分家は本家継承の控えの役割を与えられており、武

家華族においても近い分家は同族団の一員というより本家を中心とする複合制大家族に含まれた。男系の血族から養子を求める優先順位を示した立花家家憲が、男系の血族でもこれを同姓の家に限つたのは、優先順位が複合制大家族のなかで機能するものであることを示唆している。

男子はないが女子があるとき、どの家でも女子の婿を相続人としようとして、婿養子の選択に養嗣子の条件を適用した。もし女子に条件を満たす婿がえられない時、女戸主の道を選ぶか、それともこれを廃除して同族や親戚から養子をとるか。女戸主を明らかに否定した改正華族令公布後の制定にかかる徳川家家範は、女戸主の可能性を排除しており、公布以前制定の改正伊達家家範も同様である。男子がないときは女子の婿を相続人とすると定め、嗣子の条件を満たす婿がえられないときの対応を定めていない家には、女戸主の可能性が残る。この可能性が現実のものとなつたとき、女子を廃除し婿でない養子を求めてこれを相続人とするか、あえて女戸主となつて華族の榮典を失うかの選択に迫られる。

女子がある場合にこれを配偶者として後嗣を残させる婿養子戦略、女子もないか女子に婿養子がえられない場合、近親の男系男子を養嗣子とする戦略、直接の血統のない者を養嗣子に選んだ場合血縁ある女子をその配偶者とする戦略、つまり強烈な血縁志向が養嗣子に関する家憲条項を彩つている。養嗣子の選定は血縁志向と男系男子原則に折り合いをつける折衝過程といえよう。近代

における男系男子への固執は、武家の相続慣習という以上に華族令を意識したことであろうが、その例外は堀田家家訓であつて、「親の近きものをとれ」と血縁志向を強調する一方、「男統女統を限る可らず」と華族令の男系原則を無視する訓戒を遺している。堀田家に宮内大臣の認許をえた家憲を備えるつもりはなかつたに違ひなく、むしろ家憲を制定して認許をえる風潮に抵抗する気概さえ感じられる（註）。

（註）堀田家家訓の制定は華族令追加以後のことであるのに、家範の語を用いず、近世に多用された家訓の語を用い、内容も家憲というよりは家訓にふさわしい点、異色である。さらに、華族令に挑戦するような男系原則無視とともに、最後の箇条で、「徳川家は旧主家たり、その恩義は永く忘るべからず、時節参候して芹敬を表すべし」と旧主にたいする恩義を特筆し、家憲の冒頭で皇室奉戴を謳う他家の例と好対照をなすのが、注目される。堀田家は幕末の老中を出した旧譜代大名で旧将軍家に強い忠誠心を保持していた。

家族の成員を外部から取り込む契機は養子縁組と婚姻であり、

なかでも家の嫡系となる養嗣子縁組と戸主あるいは家督相続人の婚姻がとくに重要である。改正華族令は養嗣子および家督相続人の選定について周到なガイドラインを掲げたが、配偶者の選定に関しては全く規定するところがない。養嗣子について、男系血族

でも同族戸の成員でもないときは華族の族称を享ける者でなければならないと規定し、華族家憲もこの要件を反映させているが、嫁娶についてはそのようなもつとも漠然とした規定すら掲げていないのである。しかし、明治九年五月に定められた華族管掌部局の事務章程に、「華族戸主嫡子孫ノ嫁娶ノ可否ヲ調査スル事」の一項があり、戸主および嫡子孫の婚姻を認許するにあたり、可否を調査したことが知られる「佐々木一九八七、二九頁」。認許には可否分別の内規があつたはずであるが、改正華族令では何の規定も置いていない。その理由の説索は措くとしても、華族の家憲によつて継承の問題を考察しようとするとき、嫡系成員の配偶者選定の件は避けて通れるわけではない。先に養嗣子に関連してその配偶者にかかる家憲条項にも言及したからには、なおさらのことである。ただし、華族令が婚姻の条件について定めていないため、これを定めた家憲の例は自ずから少数に止まり、本稿の資料の場合一五家中七家に過ぎないが、国の法規とは関係がないので、むしろ伝統的貴族における慣習を窺うためには好都合といえなくもない。該当条項のある七家の例を制定順に掲載しよう。

#### ○伊達家家範（明二〇）

第五条 家督繼承スヘキ者ノ妻ハ華族ヨリ娶ルヘシ

#### 改正伊達家家範（明二〇）

第五条 家主及ヒ推定家督相続人ノ妻ハ華族中ヨリ之ヲ娶ルヘシ

## 華族の家憲と家の継承

## ○内藤家家範（大七）

第十九条 家主又ハ推定家督相続人ノ配偶者ハ成ルベク華族中ヨリ之ヲ選定スルコトヲ要ス

## ○上杉家家範（明二九）

第八条 家主嗣子ノ配偶者（中略）ハ華族ノ家ニ限ル

## ○堀田家家訓（明三二）

第四条 婚姻は万世の始にして一家の由て盛衰する所なれば、宜しく門閥を択み、淑良を選して必ず漫にすべからず

## ○有馬家家範（明三五）

第五条 戸主及ヒ推定家督相続人ノ配偶者ハ成ルヘク同族以上ヨリ之ヲ選ムヘシ

## ○徳川慶喜家家範（明四三）

第七条 家主及ビ推定家督相続人ノ配偶者ハ同族中ヨリ之ヲ選定

スベシ、但降嫁ノ場合ハ此限りニ非ラズ

## ○溝口家家範（大六）

第十二条 家主及嫡長男子ノ配偶者ハ成ルベク同族中ヨリ之ヲ選

ブベシ、若シ同族中ニ適當ノ者アラザル場合ニハ相當ノ家門ヨリ之ヲ選ブモノトス

## 六、家督相続、養嗣子および配偶者選定の実績

家憲の該当条項には、少なくとも華族、皇族もありうるとするもの、（必ず）華族からとするもの、成るべく華族少なくとも相当の家門からとするもの、単に門閥を選ぶとするもの、と多少

家憲条項は項目別に分析的に扱つたが、実績は武家華族・公家華族・僧家華族に分けて家ごとに観察する。武家華族は旧大名家

のバリエーションがあるのは、既往の例（皇族降嫁に言及した有馬・徳川両家にその例あり）や家格の差異を反映するものといえよう。条文には相続条項よりもややばらつきが認められるが、養嗣子条項ほどの開きはなく、華族中から選ぶという共通項が鮮明である。該当条項を置かない家の場合も、華族中という標準を共通にしたうえで、おおむね家格相応の上向き下向きの幅をもつといえよう。華族でも公侯伯爵と子男爵の間に相当の開きがあり、条文の共通性にもかかわらず、意識に格差があることにとりわけ留意する必要がある。なお、徳川家家範の同族は宗支家、旧徳川一門等広い意味での徳川一族を指すと解されるが、有馬家の家範にいう「同族」は旧公家諸侯の伝統的貴族を同族とみなす華族社会独特の用語であつて、一族の意味ではない。

以上、家督相続人、養嗣子、その配偶者、要するに嫡系要員についての家憲条項を点検してきたのであるが、相続、養嗣子と配偶者の選定は実際どのように行われたのであろうか。諸家の近代系譜によつてその実績を調べ、実績から家憲条項を逆照射することとしよう。

の家政規模を勘案して、公侯爵、伯爵、子爵の順とする。観察期間は家憲を制定した世代から、昭和一〇年代に繼承・結婚あるいは二五歳を超えた世代までの約七〇年、その間に（旧）華族令制定（明一七）、叙爵・陞爵、華族令追加（明二七）、改正華族令公布（明四〇）等があり、またそれぞれの家では家憲の制定があった。国の法規の整備と家憲の制定が、標記の慣習的家族行動にどのような影響を与えたのだろうか。これが家ごとの観察の着眼点である（註）。

（註）系譜の表記にあたり、戸主をA、B、C、配偶者をa・a'、b・b'、c・c'、実子による繼承を――、養子による繼承を＝＝、家憲の相続条項を①、養嗣子条項を②、配偶者条項を③、養子や夫人の生家の爵位を公・侯・伯・子・男の略号で示す。主要資料は霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上下二巻（霞会館、一九九六年）である。

### ◎武家華族

鹿児島・島津公爵家（家憲は明21、①②、家範は大9、①②）

＝＝A（先代弟の子、安政5承）――B（明31承）――C

a 先代三女

b 公家華族公から c 公家華族公から

a' 先代五女

" 武家華族子から

金沢・前田侯爵家（家範は明29、①②）

――A（明7承）＝＝B（華族の分家子から、明33承）

――C（昭和18承）

a 武家華族伯から b A長女 c 武家華族侯から  
a' 武家華族侯から b' 武家華族伯から

徳川慶喜公爵家（家範は明43、①②③）

A――B（明43承）――C（大11承）

b 宮家から降嫁 c 同族である武家華族子から

宇和島・伊達伯のち侯爵家（家範は明20、①③、改正家範は明35、

①②③）

＝＝A（先々代三男、安政5承）――B（明38承）

＝＝C（B弟の子、分家から、大12承）

a 武家華族公から b 武家華族伯から c 武家華族子から

a' 武家華族侯から b' 武家華族侯から

平戸・松浦伯爵家（家政規則は明19、①②）

＝＝A（先代弟の子、安政5承）――B（明治41承）

a 先代從妹

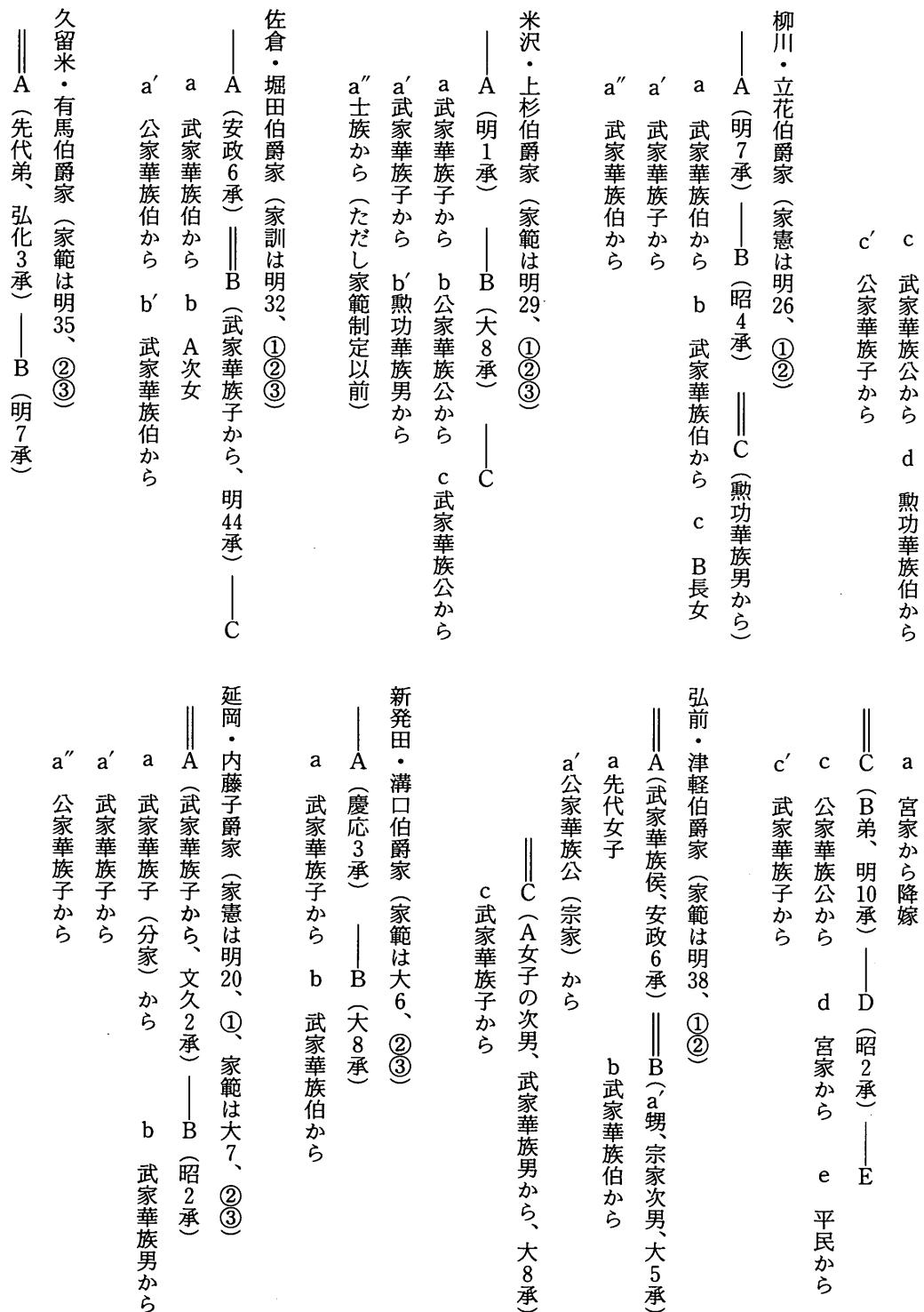
b 武家華族侯から

a' 武家華族子から

――C（昭9承）

――D

## 華族の家憲と家の継承



〔C 士族から、戦後〕

c B長女

◎公家華族

近衛公爵家（家憲は明31、①②）  
— A（明6承） — B（明37承） — C

a 武家華族侯から b 武家華族子から c 僧家華族伯から  
a' 武家華族侯から

◎僧家華族

大谷派大谷伯爵家（家憲は明22、①②）

— A（弘化3承） — B（明22承） — C（大12承）  
a 宮家から b 武家華族子から c 公家華族公から  
— D（大14承） — d 宮家から

本願寺派大谷伯爵家（内範は明24、①②）

== A（先々代子） — B（明36承）  
a 先代女子  
b 公家華族公から  
== C（B弟の子、大3承）  
c 公家華族公から

以上、家憲制定世代以降の諸家略譜に示された相続は三二一件（嗣子である最新世代が昭和一〇年代に結婚したか二五歳を超え、戦後に至つて実際に相続したもの七件を含む）を数え、うち実子による相続二四件（七五%）、残りは養嗣子による相続であった。養嗣子八件の内訳は、長女もしくは次女の婿が三件（うち一件は分家の次男）、弟一件、弟の子二件（一件は同一戸、一件は分家から）、宗家である妻の生家の次男（妻の甥）一件、先代の孫（華族に嫁した女子の次男）一件であつて、三親等以内の近さである。いずれも男系血族あるいは一族の男子であつて、しかも近親という選定基準を満たしている。

相続を通覧して、（旧）華族令制定以前と以後とで、また家憲制定の前後で、嫡系確保の形態に変化が認められない。すなわち、大多数のケースにおいて相続の男子嫡長原則が直截に実現されている。女子しかない場合にはこれに婿をとり、男子も女子もない少数のケースでは当主の弟、弟の男子、先代の孫といった男系近親を後嗣とし、また分家や宗家の血縁者を選好する。このパターンが一貫して観察されるのである。

相続の男子嫡長原則がことなく実現されたのは、どの家でも比較的多くの子女に恵まれたからであろう〔坪内一九九五、二〇〇頁〕。この点を確かめるために、子女の人数（ただし男子二五歳以上上女子二〇歳以上生存した者の数）を、繼承可能性の観点から、①子なし、②女子のみ、③男子一人だけ、④男子を含めて二人、⑤男

子を含めて三人以上、の五群に分けると、実子による継承二四件の悉くが⑤、婿養子三件がみな②、婿養子でない養嗣子をとつた五件のうち四件（内一件は一六歳で隠居）が①、残り一件は意外にも⑤であった（後述）。比較的多くの子女に恵まれたのには、側室（侍妾）の貢献が大きい。側室はA世代で活躍し、民法が妾の存在を認めなくなつてからは隠される傾向が強まる。その経過は、A世代で子のある一三家の子女数平均が八・九人、それにたいしてB世代（C世代のある家では代わりにC世代）九家の平均が五・一人と大差のあることから、窺うことができる。

嫡長男子もしくは養嗣子による相続が実現し、女戸主になる危険性を回避できることには、先に指摘した子女数の多さに加えて、戸主が長寿であったことが挙げられよう。もし短命であれば、男子がなかつたり、養嗣子を確保する前に死亡することも起こり、女戸主の問題に直面しないとも限らないからである。そこで、戸主の死亡年齢についてこの点を確かめることとする。（強制的隠居二件は隠居の時点で社会的死亡とみなし、自発的隠居の場合は継承の問題が解決しているものとみて自然の死亡年齢をとつた。）

被相続人三三人の死亡年齢を、a五〇歳未満、b五〇歳以上六五歳未満、c六五歳以上の三群に分けると、a六件、b一〇件、c一六件となり、一般的に長寿であったことが判明する。危機をはらみうるのはaの六件であるが、一六歳（弟が継承）と三八歳（弟の男子が継承）で隠居させられた二件を除くと、三八歳と四

一歳の死亡は子女数では⑤で問題なく、四二歳死亡は②で婿となる養嗣子を確保し、四七歳死亡は①であるが先代の孫が継承し（次記）、危機を回避している。

A世代が子女数では⑤であるのに養嗣子を迎え、B世代は①のまま四七歳で死亡し、結局二世代つづいて養嗣子で繋いだ弘前・津軽家のような例は、家憲を調査した一五家のなかではごく稀である。特殊ではあるが、津軽家のケースは養嗣子選定の実際を察するために参考になるだろう。

家範制定者であるA自身、熊本の細川家（侯爵）から二歳年上の家付娘aの婿養子として一七歳で津軽家当主となつた人である。結婚三年で夫人が子を生むことなく逝去し、ここで津軽家の血筋は絶える。その後Aは、津軽家が宗家と仰ぐ近衛家の娘、aと再婚した。A三四歳、後妻二七歳の時、侍妾が女子を生む。夫人に子の生まれる見込みがないと観念して、A三六歳、夫人二九歳、女子二歳の時、将来はこの女子の婿にとの思惑で、夫人の甥に当たる生家の次男、五歳の小童Bを養嗣子とした。この小童は妾腹で、近衛家から生母が付き添つて津軽家に移り住んだ。ところがその翌年、侍妾に男子が生まれ、さらに八年後女子が生れた。二人の夫人は一人の子も生まなかつたが、侍妾は一人で三人の子を旅に発つ。しかし一八年の長きにわたつて帰国せず、三二歳で帰国した時には、三歳下の家付き娘とは結婚する意思がなくなつて

いたので、やむなく小倉・小笠原家から嫁りを迎えて娶せた。かくて、Aは自分の血筋を津軽家に遺す道を失つたが、たまたまBb夫妻には子がなかつたため、名古屋・徳川家の分家に嫁した次女の次男をBの養嗣子Cとすることによって、漸く自らの血筋を遺しえたのである。

他方、養嗣子取りの翌年生まれたAの男子は、一一歳で別戸して男爵を受けられたが、結婚に至ることなく二六歳で死去した。

Aは生家・細川家の分家（子爵）の四男を若死にした実子の養嗣子として貰い受け、先にBの夫人になるはずだった長女を六歳上という年齢差に目をつぶつてこれに配した。この夫婦に三人目の子が生まれるところで婿養子は離婚して去つたが、所生の男子が襲爵し、Aの長女は男爵母堂として生涯を終えることになる。

津軽家家範はBの帰国を待つて制定されたものであるが、第二条に「男子ナクシテ養子ヲ為スハ、家主ニ将来子ナキコトヲ推定シ得タル後ニ於テスルモノトス」という、他家の家憲にない家訓的条項を掲げている。この文言には養子取りに関するAの悔恨の思いが託されているのである。もし早まってBを養嗣子としなかつたら、侍妾所生の男子が相続人となつて津軽家を嗣ぎ、長女は養嗣子の配偶者となるという責務から解放されて他家の夫人になる道が開け、自分自身長女の身の振り方に付いて苦労せずに済んだであろうに、という悔恨の思いである。

さて、先の系譜に戻つて家系を嗣ぐ者の配偶者を点検すると、

配偶者は同格のあるいは格差の小さい伝統的貴族から求められている。伯爵以上では宮家からの降嫁もあり、家憲はその可能性を妨げないように規定されている。養嗣子にしても嫡系の配偶者にしても、公侯爵家は勲功華族からこれを求めるところはない。伯爵家でも勲功華族との縁組は大正以降、とくに昭和一〇年代になつてからのことであつて、この頃、嫡系確保に関するパターンに変化の萌しが見え始めたようである。

## 七、むすび

最後につぎの三点を指摘して、華族の家憲、とくに繼承関連（相続、養嗣子・配偶者選定）条項を考察した本稿の結びとしたい。

第一は、何が家憲の繼承関係条項を規定したかという点である。家憲の条項は旧公家・大名の慣習を踏襲する部分もなくはないが、むしろ華族に関する法規によつて規定され、華族に関する法規は華族の慣習を汲んだところもあるが、根本的には皇室典範によつて規定され、直接に、もしくは家憲を通して間接的に、華族の慣習的家族行動を規定したといえる。皇室典範、華族関係法規、華族家憲、華族の慣習的家族行動にみるこのような関連は、少なくとも族制の上で華族が皇室の藩屏となることが至上命令とされたことに起因する。

第二は、華族関係法規には女戸主の否定や男系原則の強調など、

慣習的家族行動を強く拘束する面があるにもかかわらず、関係法規のほうが逆に伝統的貴族の家族慣習を踏襲したかの印象を与えているのは何故か、という点である。その理由は、近代の華族の家とそれを取り巻く親族が、本稿第六節でふれたように概して豊かな出生力と長寿を享受したことにある。そのため、華族関係法規およびそれと整合的な家憲の制約の強さを経験しないですんだ。本稿で家憲と系譜を調査した一五家のうちで、家憲に相続条項のない家二、配偶者条項のない家八にたいし、養嗣子選定条項を欠く家がなにことに示されているように、男子に恵まれない場合への対策がどの家でも準備されていたが、豊かな出生力と長寿は養嗣子選定に関する細かい規定の適用を不必要ならしめた。実子がない世代や女子しかない世代もあったが、その場合でも慣習によつて予期的に嫡系確保の行動を展開すれば、爵を襲ぎうる相続人がないという事態を避けることができたのである。津軽家のような事例もあるが、本稿で取り上げた諸家は概して嫡系確保の資源に恵まれた諸家であつたといえよう。しかし、出生力にも長寿にも恵まれない家では、戸主没後爵を襲ぎうる家督相続人を確保できない。少数ではあるが大正期以降そうした例が現れた。そこでは慣習的家族行動が繼承関連法規によつてきびしく規制され、華族の栄典を喪失するケースが続々と発生することになつたのである。

第三は、繼承に見られる強烈な血統意識である。男子嫡長原則

にそれが集約的に示されている。嫡長男子であること、あるいは帰属主義的にそれに適法に代わりうる者であることが、爵を襲うる家督相続人の位座 (position) 占守の正当性の根拠である。この正当性によつて上位権力は襲爵を公認し、並立する同位権力は交際相手として認め、家督権力に服従する者は服従の責務を自認する。したがつて、血統意識といつても、昆虫ですら自らの種でなくまさに自らの子孫を残そうとする動物行動学の次元での自然的血統ではなく、位座の社会的正当性にかかわる血統意識である。そこには、一族縁者の血で戦いつた封禄を一族縁者の外へは渡すまいとする封建時代に根ざす意識や、血をわけた子孫や生活を共にした近親への情愛といった現代にも通ずる情緒「牟田一九九六、一〇二頁」も背景に蠹いているのであろうが、その近代的な意味は正当性の根拠をなすことにある。

族制にかかる家憲条項としては、繼承関連条項のほか、宗族・同族・一門・親族に関するものがあり、相続・養嗣子縁組・配偶者選択・家政管理・先祖祭祀等の規定には必ず何らかの形で登場する。宗親族に関する条項を考察するさいには、本稿でふれるところがなかつた華族世襲財産法の関係条項や財閥家憲についての先行研究も参照しなければならない。「家」制度との関連での家憲の考察は、宗親族に関する条項の検討を欠くことができないが、これらの問題の攻究は他日を期することにしたい。

## 参考文献（著者姓名のABC順）

大久保利謙、一九九三、『華族制の創出』（大久保利謙歴史著作集）、吉川弘文館。

有馬頼寧関係文書、国会図書館憲政資料室。

石井良助、一九八七、「相続」『国史大辞典』第八巻、吉川弘文館、五  
六二～五六三頁。

岩尾光代、一九八九、「殿さま稼業」往来『日本の肖像』第一巻、毎  
日新聞社、八四～八七頁。

岩崎徂堂、一九〇八、『日本現代富豪名門の家憲』盛林堂。

鹿島晃久（編）、一九七八、『しらゆき—島津忠重・伊楚子追想録』  
霞会館。

霞会館華族家系大成編輯委員会（編）、一九九六a、『平成新修旧華族  
家系大成』上巻、霞会館。

同（編）、一九九六b、『平成新修旧華族家系大成』下巻、霞会館。

霞会館諸家資料調査委員会（編）、一九八五、『華族制度資料集』霞会  
館。

近藤 齊、一九七五、『近世以降武家訓の研究』風間書房。

工藤武重、一九三八、『近衛篤磨公』大日社。

宮内庁（編）、一九七一、『明治天皇紀』第六、吉川弘文館。

松浦伯爵家編修所（編）、一九二七、『松浦詮伯年譜』、松浦伯爵家編修  
所。

同（編）、一九三〇、『松浦詮伯伝』第二巻、松浦伯爵家編修所。

森岡清美、一九六二、『真宗教団と「家」制度』創文社。

同、一九七八、『真宗教団における家の構造』御茶の水書房。

同、一九九二、『家憲と先祖祭祀』『国立歴史民俗博物館研究報告』四  
一集、一三五～一四九頁。

牟田和恵、一九九六、『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と  
女性』新曜社。

大藤 修、一九八九、「近世 二武士の家と社会」関口裕子ほか（編）  
『日本家族史—古代から現代へ』梓出版社、一三〇～一六二頁。

大月 隆、一八九五、『吾家の憲法』文学同窓会。

酒巻芳男、一九八七、『華族制度の研究—在りし日の華族制度』霞会  
館。

参議院事務局（編）、一九九五、『貴族院秘密會議事速記録集』参友会。

佐々木克、一九八七、「華族令の制定と華族の動向—旧華族間の対立を  
めぐつて—」京都大学『人文学報』六二号、一～四七頁。

千田 稔、一九八九、「華族資本の成立と展開—明治・大正期の旧土浦  
藩主土屋家について—」『社会経済史学』五五巻一号、一～三六頁。

坪内玲子、一九九五、「鹿児島島津藩における家系継承をめぐつて」『龍  
谷紀要』一七巻一号、一七～二五頁。

津軽承昭公伝刊行会（編）、一九一七、『津軽承昭公伝』津軽承昭公伝  
刊行会。

安岡重明、一九八五、「近衛公爵家の家憲」『同志社商学』三七巻二号、  
一～一八頁。

米村千代、一九九一、「"家"と家憲—明治期における家規範と國家規  
範」『社会科学ジャーナル』（国際基督教大学）三〇号、一三一  
～一五〇頁。

〔附記〕 宇和島伊達家家範文書は、同志社大学教授安岡重明氏の格

別のご厚意により利用することができた。記して深謝の意を  
表するものである。

## Family Constitutions Among the Modern Japanese Nobility With special reference to succession to the household headship

Kiyomi MORIOKA

The present paper examines family constitutions enacted by noble families in the modern Japan with special reference to succession to the household headship, and discloses the following three points as the major findings.

- (1) It is true that articles of the family constitution pertaining to succession retain some elements of the customs of feudal lords and court nobility in the Edo Period, but it should also be noticed that they were enacted under the control of state laws and governmental regulations concerning the peerage. Laws and regulations were based on or at least in conformity with the Imperial House Act. The control of the laws and regulations over the family constitution was stronger than the influence of household customs among the nobility on it. The conventional family behavior was remolded by laws and regulations directly or indirectly through the family constitution.
- (2) In spite of the strong control of laws and regulations over the conventional family behavior, one may hold the virtual image of laws following the time-honored customs of noble families. The image may have emerged from the minimized conflict of the customs with the laws and family constitutions due probably to the high fertility and longevity which the modern Japanese peerage enjoyed.
- (3) The most striking in succession articles is the acknowledged importance of blood line. The blood line is acknowledged not in the sense of ethology, but in a sociological sense. It may retain some feudal sense of a clan who was united in battles in former times and therefore tries to keep vested rights under control of the in-group, and it also may have a certain very modern sense of love and affection among the close relatives vis-a-vis an extended kinship, which emerged in the Meiji Period. However, the significantly modern sense of blood line is legitimacy. One's ultimate ground of legitimacy for holding the position of the heir to household headship was his status as the present head's oldest son born to his legal wife, or as the lawfully selected substitute of the first born. Because of the legitimacy, the Emperor approved the heir's right to succession to the title, fellow

noble families recognized him and his household as a qualified coordinate, and the subordinate to the headship received his power over them.